

中国地方の和牛「入会放牧」に関する若干の考察※

斉藤 政夫・奥井 智（農政学研究室）

Masao SAITO and Satoshi OKUI:
Some Considerations to the "Common Pasturing"
(Iriai-hôboku) of Japanese Breeds of Cattle
in Chûgoku-district

I. 和牛生産の地位と入会放牧慣行

中国地方は、全国のうちでも昔から、和牛の生産が非常に盛んに行われている地帯となつている⁽¹⁾。

これについては、最近における農林省の統計表によつても明らかであるが、ここでは紙数の都合で数表による解説を別稿に譲り、ただ、中国地方において、和牛飼養農家率、和牛生産率、農家百戸当り和牛飼養頭数が、それぞれ、そのいずれも全国第一位の卓越した高い数字を示していることを指摘しておく⁽²⁾。

このような中国地方における役肉用牛としての和牛の、特にその繁殖生産地域をみると、そこでは非常に多くの放牧飼育が行われているのである。これは昔からの

慣行として、今日なお部落が共同で、その多くは「入会」制度による放牧採草がなされ、それによつて和牛生産が行われてきているのである。

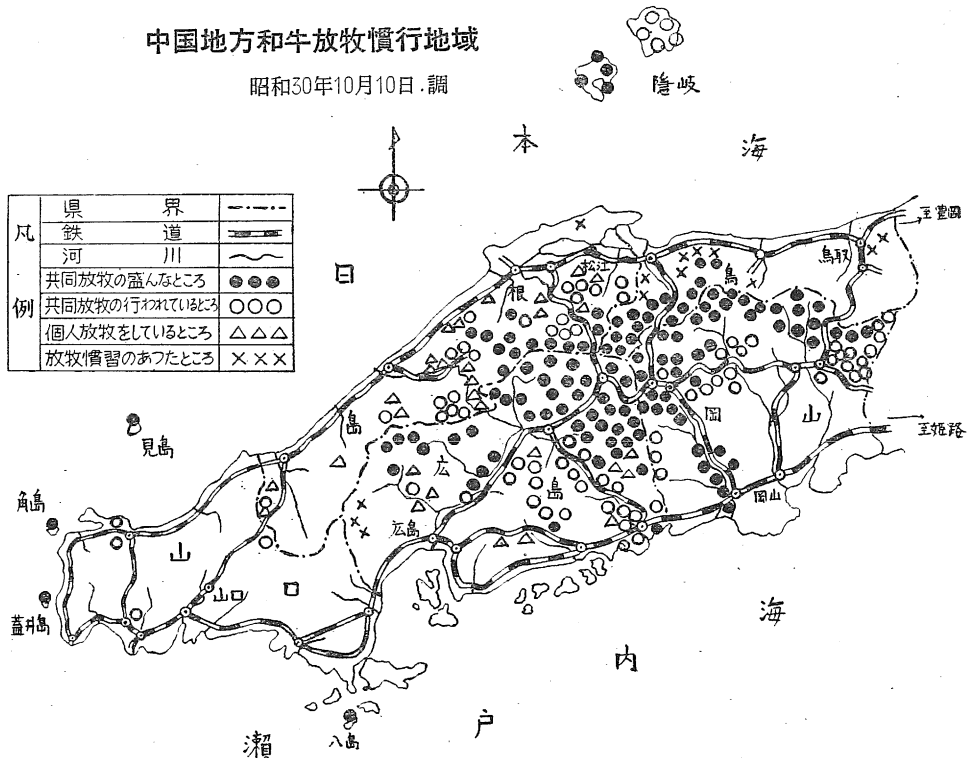
この「入会放牧採草」の意義とその類型については、私の別稿があるのでそれを参照されたい⁽³⁾。

また、これに関する「入会放牧採草権」の法的性格や法的効力、ならびにその発生と消滅などについては別稿に譲ることとする⁽⁴⁾。

さて、この図は中国地方五県の畜産課における牧野係で聞き取つた町村別の和牛放牧慣行地を書き入れたもので、これで大体の分布傾向はわかると思うのである。

中国地方和牛放牧慣行地域

昭和30年10月10日 調



※ 本研究は昭和30年度文部省科学試験研究費補助金（課題番号40・115）により実施したものの一部である。

すなわち中国山脈筋一帯、特に島根、鳥取、岡山、広島県の四県の抱合地帯における山間(入会)放牧地域、それから牧畑経営で有名な日本海における島根県の隠岐島、また日本海における山口県の見島、角島、蓋井島、さらに瀬戸内海の八島など、日本海や瀬戸内海の離島(入会)放牧地があり、そのほか極く少数者による共同放牧地や個人放牧地が点在している状態である。

入会放牧の様式は、各地の慣習によつて、たとえば、「駄番^{だばん}」と称する当番制によつて放牧牛を監視したり、隠岐島のように「牧司^{もくし}」を設けたり、また牧柵や飲水場の修理その他「火入」などによる入会放牧地の共同管理と、そのためにする役務や現金、現物などの持ち寄りや徴集が行われたりするのである。

この入会放牧の資格や放牧行為の細部は、各地の慣習によつてそれぞれ異つた規律に従つて行われるのであり、その方法は、大体において、「春山」として5月上中旬から7月下旬まで昼夜放牧し、8月は舎飼によつて酷暑を避けるとともに既肥(きゆうひ)をとり、アブやハエから保護し、また草生の回復をはかつて、再び「秋山」として9月上中旬から11月上中旬まで昼夜放牧をするのが一般である。

もちろん、その放牧期間中といえども、役用に一時連れ帰り、あるいは放牧中、時々、濃厚飼料の給飼や塩分補給などを行つているのである。

これらの入会放牧慣行の、具体的事例調査結果の報告は、また別の機会に譲りたい。

II. 和牛生産の経済的機能と入会放牧

以上のように入会放牧をして、農家一戸当り、その多いものは5頭も6頭もの子牛を持つて繁殖育成し、これを販売に供して農家経済をうるおしているのが実情である。

子牛の販売代金は、これらの地域における農家経済にとつて、臨時的な、しかも、まとまつた現金収入源として重要な資金繰りの作用をもつているのである。

すなわち、牛を担保に、または子牛販売代金を引き当てにした私的な金融の方途にもつかわれており、農家経済、農村金融に重要な役割を果しているものである。

これは、いまに始まつたことではなく、古くから行われているのである。

いま、これについて、手もとにある古い文献で、ほん

の一例をあげてみれば、安政5年(西暦1858)、岡山県阿哲郡千屋村の井原部落(現在は岡山県新見市千屋、井原)の安藤定蔵という庄屋が書いた「釜村貸方人別書出し帳」というのがある。これは、安藤氏が隣村の釜村(現在、岡山県阿哲郡新郷村)と兼帯庄屋であつたため、役柄で釜村へたびたび出張し、その時、農家に頼まれて金銭を取り替え貸付した覚え帳である。

これで見ると、安藤氏の貸方件数中には、田畑山林の担保質物件数も若干はあるが、それよりも圧倒的に牛の担保質物件数が多く、しかも年々の返済内金も牛代によつて支払つている者が非常に多かつたことを知るのである。⁽⁷⁾(これを数字で示すことは別稿に譲る)。

また現在の和牛飼養の経済性について、その農業所得に対する和牛飼養所得の割合は、島根農科大学の坂本教授ほか2名による島根県下の実態調査報告でみると、大約16—23%となつている。また、その農家所得に対する和牛飼養所得の割合は10—15%となつているのである。⁽⁸⁾

このことは、同報告で指摘されているように、恐らく50%以上の地位を占めるであろうと思われる稲作部門に比較して小さい比重しかもたず、したがつて養牛部門が副業の性格をもつものであるけれども、しかしながら、もちろん役牛や既肥製造牛として、農業経営上、稲作部門その他の耕種諸部門と有機的、密接不可分の結合して、相互に補完的作用をもち、農業経営を全体として安定的、かつ発展的にしている役割は、いまさら説明するまでもないことである。

このように重要な経済的機能をもつ和牛の生産が、その個体数の可及的増大と、個体の資質の向上とのためには、ある期間の放牧による飼育方式が、飼育技術上からも、また飼育経済上からも、最も望ましいものとされているのである。

和牛の放牧飼育の技術的ならびに経済的効果については、ここに述べるまでもなく、多くの畜産技術家や畜産学者の指摘しているところである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾

一般に、放牧と舎飼とにおいて、飼育経済上の利益調査の結果は種々計算されているが、これらを総合すると放牧の場合に10—20%の安い飼育費で足りるということになつている。⁽¹⁰⁾このほか、放牧の経済的利益についての文献がある。⁽¹¹⁾

このように、放牧生産が舎飼生産に比較してはるかに

経済的であるところから、通年舎飼でなく、草盛期に放牧を組み入れることによつて、和牛生産の生産性の向上を大いに期待することができるのである。そこで和牛の生産にとつて、ある一定期間の放牧飼育を、しかも、それが部落全体の入会慣行による共同の放牧生産を、昔からとつてきている地域が、(特に和牛については中国地方において)多数存在している理由である。

入会放牧採草の社会経済的機能については、別に拙稿⁽¹²⁾があるのでそれを参照されたい。

Ⅲ. 農業集落調査における和牛生産の入会放牧依存性

(1) 和牛入会放牧における農業集落調査の諸定義

この入会慣行による和牛の部落共同放牧について、それが今日なおいかに中国地方で多数行われているかを統計的に見たいと思ひ、農林省が昭和29年9月1日現在で全国的に実施した「昭和30年臨時農業基本調査」の準備調査によつて、その照査票の「農業集落概況票」調査の牛馬の生産、育成・肥育地帯別農業集落数、および「共用林野」のうち「共用放牧地」のある農業集落数、ならびに「共同放牧山林」のある農業集落数などについて、これらの調査結果に基いて中国地方のそれを見たのである。

以下、これについて若干の考察を進めたいと思う。

この調査で「農業集落」といわれているものは、大体において全国平均で約40戸内外の農業共同体ないし、社会学でいうところの部落共同体の性格をもつものである。これについての定義の解説には多くの文献がある。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

次に「共用林野」といわれているものは、その部落共同体、すなわち農業集落の「入会林野」など、土地の所有のいかんを問わず、共同利用している林野と考えてよいのである。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾とりわけ、ここでいう共用林野のうち、用材林などは必ずしも入会制度による共同利用林野とは考えられないのであるが、農業集落による「共用放牧地」になると、そのほとんどが部落共同体の「入会」関係による共同利用林野、すなわち「入会放牧地」と考えられるのであるから、特に、この「農業集落調査」結果を利用することにしたのである。

ついでに、「共用林野」の意義については、たとえば国有林野法(昭和26年、法律246号)第5章に規定する

「共用林野」なども、もちろんこれに含まれるのであるが、これら、この農業集落調査に使用された術語の詳細な解説については別稿に譲ることにしたい。

(2) 牛和生産地集落率

本稿では、紙数の都合で数表の掲載ができないから、その要点のみを比率の数字で説明することにする。

さて、全国における農業集落数総数が156,477集落で、そのうち、役肉用牛の生産地帯に属する集落数は22,676集落である。したがつて、その「役肉用牛の生産地集落率」は14.5%に当つているのである。

また、全国の「育成・肥育地集落率」は8.7%となつているのである。

これに対して、中国地方のそれは、「役肉用牛の生産地集落率」が40.3%であつて、他地方に比較して第一位の高比率を示しているのである。したがつて、その役肉用牛生産地集落数の内地計を百とする地方別分布割合においても、中国地方は37%という第一位の多数を占めているのである。

また、その「育成・肥育地集落率」においても、中国地方は、四国の24.5%に次いで第二位の18.5%を示しており、この役肉用牛の育成・肥育地帯集落の内地計を百とした地方別分布割合では27.6%という第一位の高比率を占めているのである。

このように、中国地方が、役肉用牛の生産、育成・肥育地帯としてその比重の大きいのは、和牛の放牧飼育に適する中国山脈一帯や離島における自然的立地条件(これについては最後に考察をする)と、中国地方の東端に京阪神、西端に北九州という大きい都市の牛肉需要消費地をひかえている社会経済的立地条件とを、ともに具備しているからである。

これに対し、馬の方は全く振わない実情にある。馬は、大体において北海道、東北、九州の三地方に集中して生産、育成ともに行われているのである。ここではその数字を省略する。

次に、役肉用牛の生産地帯に属する集落について、中国地方内部の「第一次農業集落階層」(別表参照)別に見れば、この「役肉用牛の生産地集落率」は、当該階層別集落数総数に対して山村が63.2%、次いで農山村が41.3%という高い比率を示している。

しかし、その役肉用牛の生産地帯に属する集落数の中国地方計を百とする集落階層別分布割合では、農山村に57.4%の和牛生産地集落があることになつていて、次いで山村の27.8%という逆の順位になつている。

けれども、これは、集落数総数そのものの分布割合が農山村に偏在していて、55.9%もの多数が存在しているということに注意しなければならない。

中国地方の役肉用牛の育成・肥育地帯になると、これに属する集落数の総数に対する比率は山村、農山村、平

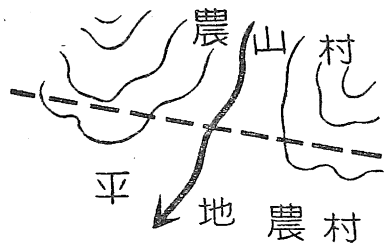
地農村と、そのいずれも大約17—19%であつて、そう大きい差異はみられず、やや農山村に高い比率となつているに過ぎないのである。しかし、これに属する集落数の中国地方計を百とした分布割合でみれば農山村に60.3%も集中していることがわかるのである。

馬の方は全く振わないので省畧する。

要するに、山村、農山村に役肉用和牛の生産地集落が集中していることを物語るのである。

別表 昭和30年臨時農業基本調査で示す「農業集落の階層表」(第一次階層)

階層名	階層符号	階層の切り方
平地農村	(I)	下記に決定された階層のものを除く。
農山村	(II)	<ol style="list-style-type: none"> 5万分の1の地図上で決定。 平地が山間部に入るとき、図のようにくびれている所を界として農山村と平地農村とを分離する。 これで判定のできない山麓傾斜地は、農山村に含めない。 通常の大さの1カ町村で耕地面積およそ600町程度以上の盆地は農山村には含めない。 海岸における三角形の小平地は約200町の面積以上、海岸に沿つて帯状にある平地は幅約1キロ以上の場合、農山村の範囲から除外する。 このようにして決め、この中で開拓、漁村、山村の部を除いたものとする。
山村	(III)	製薪炭・林業労働またはその両方に出ている戸数が全農家数の40%以上ある集落。
漁村	(IV)	自営漁業、漁業賃労働またはその両方に出ている戸数が全農家数の40%以上ある集落。
開拓集落	(V)	主として、終戦後の入植開拓(干拓を含む)農家よりなる集落



- 備考
- この階層表では「都市または山村の中における農家点在地(Ⅵ)のものを除く。
 - 資料は、農林省：臨時農業基本調査、照査票の整理の仕方、昭和29年8月、3頁、および — 昭和30年 — 臨時農業基本調査の栞、農業集落の階層表、⁽²⁰⁾ また、農林省農林経済局統計調査部：昭和30年臨時農業基本調査結果第4集、照査票調査結果概要、3、— 農業集落概況票の結果 —、⁽²¹⁾ (昭和31年5月)、4頁より、それぞれ引用作成した。なお、藤井・関：「階層別集落数について」農林統計調査、8、1955、15頁を参照。⁽²²⁾
 - 第二次、第三次階層は省畧した。⁽²³⁾

(3) 共用放牧地集落率 (入会放牧集落率)

次に、「共用林野」についてみれば、中国地方は、集落数総数20,744集落のうち、共用林野のある集落数は7,467集落である。だから、その「共用林野集落率」は36%である。これは、全国計の共用林野集落率が32.6%、内地計のそれが34.2%となつていて、そのいずれよりも

若干高い比率となつている。

しかし、その共用林野のうちで、「共用放牧地」(入会放牧地)のある集落数計でみると、中国地方のそれは562集落、すなわち共用林野のある集落数百に対する「共用放牧地集落率」(入会放牧集落率)は7.5%となつているのである。だから、これを全国計の共用放牧地集落率

8.1%に比較すれば若干低いのである。けれども、内地計の共用放牧地集落率6.9%に比較すれば若干高い比重をもっているのである。

いま、地方別に、それぞれ、共用林野のある集落数を百とした共用放牧地集落率を比較してみると、北海道の63.4%が最高で、内地では、東北の15.9%、次が近畿の9.1%、次が九州の8.4%、その次の全国で第五位が中国地方の7.5%となっており、他の関東、北陸、東山、東海、四国の諸地方では、いずれも、1%台の極端に小さい比率となつていのである。

したがって、中国地方は全国的にみて、特に内地では、共用放牧地、つまり「入会放牧地」のある農業集落が多数存在する地方であることがわかる。

次に、共用放牧地のある集落数のうち、「共用放牧地」と「共用用材林」（「その他の用途の共用林野」のものを含む）のある集落、共用放牧地と「共用薪炭林」か「共用採草地」のある集落、共用放牧地だけある集落と三つに分けて比較すれば、中国地方においては、そのいずれもがその実数において188集落ぐらゐとなつており、したがって、その比重はいずれも、ほぼ同数の33%強となっているのが特徴的である。

また、共用放牧地のある集落数計を百とした「共用放牧地だけある集落率」で、最も高いのは北海道の86.8%、次が四国の40%、第三位が関東の34.4%であつて、第四位が中国地方の33.5%となつており、内地で共用放牧地集落率の高かつた東北においては、共用放牧地だけある集落率の相対的低下（24.5%）が特徴的にみられるのである。

ここにおいても、中国地方は、内地では入会放牧地だけある集落率の高い地方であることがわかるのである。

次に、共用放牧地のある集落数について、その計の全国計を百とした分布割合でみると、東北の31.9%が第一位、次いで九州の19.5%が第二位、北海道は第三位の16%、中国地方はそれに次ぐ第四位の13.6%となつており、その次が近畿の13.1%となつており、その他の諸地方は1%台以下のきわめて少ない分布割合となつていのである。

そして、共用放牧地だけある集落数の分布割合では、北海道の45.3%、東北の25.6%、第三位が中国地方の14.9%となつており、次いで九州の8.2%となつてい

のである。

そこで、以上を通覧してみると、結局において、北海道、東北、九州の三地方が馬産地帯であることから、これら三地方の入会放牧地が主として馬産用に比重がかけられていると思われ、和牛の入会放牧地に対する比重は中国、近畿の両地方において最も重要であるものと考えられるのである。

ここに中国地方において、和牛の入会放牧依存性の強いことを知るのである。

次に、中国地方内部について、前に掲げた「農業集落階層」別に以上の関係をみると、「共用林野集落率」においては山村の41.3%、農山村の38.1%、漁村の35.2%、平地農村と開拓集落は27%前後という順位である。

ところが、共用林野のある集落数を百とする「共用放牧地集落率」（入会放牧集落率）では山村に極端に多く偏在しており21.7%であることが注目されるのである。これに次いで漁村の8.1%となつており、農山村の4.6%、開拓集落の3.9%、平地農村に至つては0.9%という低比率である。

このように、相対的に、山村と漁村（この場合、その多くは離島と考えられる——前掲図参照）とに共用放牧地集落率、すなわち入会放牧集落率の高いことがわかるのである。

共用放牧地のある集落の中で、それを百とした「共用放牧地だけある集落比率」をみると、漁村に相対的に多いのである。

さらに、共用放牧地のある集落数計の中国地方計を百とした分布割合でも山村に非常に多く、次いで農山村、漁村という順位になつてい

るので、中国地方における集落階層別に共用放牧地のある集落数をその実数でみると山村、農山村に多く、その比率でみると相対的に山村、漁村に多いことがわかるのである。

ここにおいて、中国地方の山村、農山村、漁村における農家が、その和牛生産上、入会放牧依存性の強いものであることを知るのである。

(4) 共用放牧地率と一集落当り共用放牧地面積

以上は、共用入会放牧地について、それをもつ集落数でみて来たのであるが、以下において、共用の入会放牧

面積についてみてもほぼ同様な関係にあることを知る。

ところで、面積については、「昭和30年臨時農業基本調査」の準備調査における「照査票」(農業集落概況票)において、面積調査が(イ)のものと(ロ)のものの共用林野だけしか出していないので、共用放牧地についても(イ)と(ロ)の共用放牧地(入会放牧地)だけしかみられないのである。

ここで、(イ)というのは、その集落の人達だけで入会共用しているもの、(ロ)というのは、他の集落の人達といつしよに入会共用しているものである。

また、このほかに(ハ)という類別がこの調査にはあるが、これは他町村にまたがって共用されている入会の広範囲のものである。

ところが、(ハ)だけある集落数は全国計においても集落数総数の0.57%であり、中国地方では0.13%であるから、その集落数からみても、またその面積からみても、ほとんど取るに足らないものであると考えられる。

したがって、(イ)と(ロ)の共用林野についてみると、全国の(イ)(ロ)の共用林野総面積が157万3千町歩であるのに対して、(イ)(ロ)の共用放牧地面積は22万4千町歩である。そこで、その共用放牧地面積比率、すなわち(イ)(ロ)の「共用放牧地率」(入会放牧地率)は、全国において14.3%である。これに対して中国地方のそれは、14万7千2百町歩の共用林野に対する1万7千8百町歩の共用放牧地である。したがって、その「共用放牧地率」は12.1%で、全国のそれよりも若干低いかれども、内地計11.3%に比較すれば若干高くなっている。

地方別では、北海道が69.6%で第一位、内地では東北の23.6%、次いで九州の14.9%、内地第三位が中国地方の12.1%となっており、他の諸地方はいずれも、たとえば近畿地方における2.8%を筆頭に、それ以下の非常に小さい数値となっている。

そこで、前にみた共用放牧地のある集落数においては、近畿地方は相対的にも絶対的にも他地方に比較して相当に高い数値を示していたものが、この共用放牧地面積になると相対的に小さくなっている。これは、つまり一集落当りの共用放牧地面積が比較的小さいことを示すものと考えられるのである。

いま、共用放牧地面積について、(イ)および(ロ)のそれぞれ当該一集落当り面積をみると、全国における(イ)の共用放牧地は42町歩、(ロ)の共用放牧地は61町6反歩となつて

いる。そして、中国地方のそれは、前者において33町歩、後者において27町8反歩で、近畿地方は前者が11町2反歩、後者が14町4反歩となつているのである。

次に、放牧地、採草地、薪炭林、用材林、その他の五種の用途別共用林野の当該一集落当り面積の大小順位をみると、(イ)の共用林野においても、(ロ)の共用林野においても、全国および中国地方ともに最も広いものは共用放牧地であつて、第二位は、全国にあつては「共用薪炭林」、中国地方にあつては「共用採草地」となっている。第三位は、(イ)(ロ)ともに全国において「共用採草地」、中国地方においては「共用薪炭林」となっている。第四位は、全国において(イ)(ロ)ともに「共用用材林」、中国地方においては(イ)の共用林野が「共用用材林」、(ロ)の共用林野が「その他の共用林野」となっている。第五位は、全国において(イ)(ロ)ともに「その他の共用林野」、中国地方においては(イ)のものが「その他の共用林野」、(ロ)のものが「共用用材林」となっている。

この関係を地方別にみても、用途別当該一集落当り面積では、多くの地方が共用放牧地面積の一般に大きいことを示している。すなわち、(イ)の共用林野においては、北陸、近畿を除いた他のいずれの地方もすべて第一位に広いものは共用放牧地であるし、また、(ロ)の共用林野においても全国計、内地計、また地方別でも東北、関東、東山、中国、九州の諸地方のいずれも共用放牧地が第一位に広い面積を占めていることになつている。

このように、一集落当りの用途別面積のうち、共用放牧地が最も広い面積を占めているということは、これら共用放牧地を持つている集落では、畜産経営上その役割のいかに重要であるかを物語るものと思われるのである。

さて、共用放牧地面積のうち、(イ)(ロ)別にその大小を比較すれば、全国計においては(イ)と(ロ)との割合は大約4対6の割合で(ロ)のもの、すなわち他部落といつしよに入会共用している放牧地面積が大きくなつているのである。ところが中国地方においては全く逆の関係、すなわち大約6対4の割合で(イ)の共用放牧地面積が小さくなつているのである。つまりこれは、中国地方において、比較的、その集落の人達だけで入会をする共用放牧地の広いことを示すものである。

次に、(イ)(ロ)の共用放牧地面積計における全国計を百とした地方別分布割合をみると、全国のうち、約半数の

50.1%を占める共用放牧地面積が東北に存在し、次いで、その半分の25.2%が北海道にあり、次の第三位が九州地方の11.3%、第四位が中国地方の8%ということになっている。そして、その他の諸地方には、近畿の2.9%を除いて他はすべて1%以下の極端に小さい面積分布しか示していないのである。

次に、この(イ)の共用放牧地面積を中国地方内部について集落階層別にみると、(イ)の共用林野面積総計を百とした「共用放牧地率」は、山村が極端に大きい値をもつて23.2%を示し、次が漁村の9.1%となつていのである。第三位が農山村の6.5%で、平地農村や開拓集落ではいずれも1%以下のきわめて小さいものとなつてい

る。この共用放牧地面積のうち(イ)別にその大小を比較すれば、平地農村、開拓集落において「(イ)の共用放牧地率」が極端に高く、次いで農山村、山村においてやや「(イ)の共用放牧地率」が高くなつてい

る。これに反し、ひとり、漁村においては「(イ)の共用放牧地率」が高くなつていのである。これはつまり、漁村に他集落との共用入会をする広範囲の放牧地が多いことを示すものである。このことは、前の図で知つたように、中国地方において、漁村の入会放牧地が離島に多いのであり、この離島入会放牧が、その性格上、一般に開放的であり、山間入会放牧が一般に封鎖的であると符合するのである。(これについては、また別の稿に譲りたいと思う。)

次に、(イ)の共用放牧地面積の中国計を百とした集落階層別分布割合でも、山村の72.4%、次が農山村の25.5%、漁村になると1.7%で、平地農村や開拓集落においては、1%に満たない極端に少ないものとなつていのである。そして、一集落当り共用放牧地面積においても、その広さの順位は山村、農山村、漁村の順位となつていのである。

これでも、前の共用放牧地集落数の場合と同様に、共用放牧地面積についても、中国地方の山村、農山村、漁村がいかに共用放牧地に依存することの大きいものであるかを示していると考えられるのである。

(5)共同入会放牧山林集落率

最後に、「共同放牧山林」についてであるが、これは、上に述べた「共用林野」のうちに含まれているものも、

あるいはそれ以外のものもある。すなわち、これには、この調査であげられている共用の用材林、共用の薪炭林の中に共同で放牧している「入会放牧山林」はもちろんのこと、このほかに、共用山林でない普通の個人有や公有等の「山林」であつても、そこに部落が共同で放牧をする慣習のある「入会放牧山林」はすべてこれに含まれるわけである。

この共同入会放牧山林のある集落数を、集落数総数に対する比率で地方別にみると、全国計や内地計のそれは1.5-1.6%の「共同(入会)放牧山林集落率」である。これに対して、中国地方と近畿地方とはともに3.8%もあり、倍以上の高い比率を占めていのである。これに次いで北海道の2.8%、東北地方の2%となつており、他の諸地方ではいずれも1%以下の小さい比率となつていのである。

これを絶対数でみると、中国地方は、共同(入会)放牧山林のある集落数が781集落で、(これは、前の「共用放牧地」集落数計の562よりも219集落ほど多い)、全国の中では最高となつており、その面積4万町歩においても全国第一位の最も広い共同放牧山林面積を占めていのである。

この関係を中国地方の内部についてみると、「共同(入会)放牧山林集落率」は山村の12.3%が最高で、第二位は漁村の4.4%、第三位が農山村の2.4%となつてい

る。その面積実数において、第一位が山村の2万6千町歩、第二位が農山村の1万町歩、第三位が漁村の3千町歩となつており、一集落当り面積では漁村の110町歩というのが特別に広いので注目されるのである。

これでも、中国地方における山村と漁村では、入会放牧による和牛生産において、共同放牧山林に依存する度合の非常に大きいものであることがわかるのである。これは、元来、和牛というものが馬や乳牛のように整備された放牧地でなくても、灌木(かんぼく)類や喬木(きょうぼく)類の相当ある山林であつても、よく採食するものであり、特に広葉薪炭林程度の混牧林には、最も適した家畜であるからである。(広葉薪炭林と和牛との混牧林の模範的なものが島根県杵多郡鳥上村にあるけれども、その報告は別稿に譲りたい。)

また少くとも現段階においては、和牛の場合、一般に放牧地は平原や高原地帯よりも、むしろ山岳地帯のほうが好ましく、山あり谷あり傾斜ありのほうが、種々の変

化に富んだ自然的条件に作用されて体質や肢蹄(しい)の強健な個体が形成されると思われている。その結果は役肉用牛としての和牛に好都合となり、将来、飼料の利用性を増し、後の発育に好影響を及ぼし、十分な使役にもたえ、ここに和牛の経済性をいつそう増加させることとなるのである。

また山林放牧では、流水や湧水に恵まれやすく、アブやハエの害を防ぐのにも好都合な点でいつそう優れているのである。

このように、広葉薪炭林の程度の山林放牧は、役肉用牛としての和牛にとつて比較的適合した放牧形態であり、中国地方のそれは、この条件を満足させるよい地形・地勢の自然的条件となつていのである。

Ⅲ 入会放牧地の荒廃現状

ところが、従来の入会放牧はきわめて粗牧的な放牧形式で行われ、草生状態の悪い同一の放牧地に早春から晩秋まで、その多くは頭数に制限なく放牧するやり方である。だから、生草の茎葉は絶えず食われるほか、踏みいたみによる損耗が大きく、良草は早く食い尽されて不良草や灌木(かんぼく)、いばら等が繁茂し、そのうえ、所々に裸地が見られるようになり、降雨による土壌侵食がひどく、牧野は非常に荒廃してきているのである。

(この牧野の荒廃程度を示す「牧養型」や「草原型」の研究は多数存在する)⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

そこで、和牛の個体にとつても、このような荒廃放牧地に放牧することは過放牧の弊害が種々現われてくるのである。すなわち、牛は栄養不良となり、体形は小さくなつて体型をくずし、発育不良に陥つてしまうのである。だから、このような過放牧は和牛の個体にとつても、また放牧地の土壌保全のうえからも、きわめて悪い作用を及ぼすものである。

輪換放牧などの放牧組織の改善や、放牧地の草生改良などによつて過放牧にならないように種々の方策がとられなければ、前に述べた放牧効果が逆効果となつてくるのである。

また、貴重な国土を保全するうえからも、土壌侵食を防止する土壌保全対策を兼ねた牧野改善施策が急務となつていのである。この対策については次の項で総合的に考察することにする。

V 若干の考察

以上を要約すると、中国地方では、全国的視野において和牛飼養とその生産が非常に大きく全国第一位にある。そして、この大きい和牛飼養とその生産は、特にその繁殖生産地域、すなわち中国山脈筋一帯や離島の若干において、相当大きい部分を放牧飼育、放牧生産に依存しているのである。

それは、放牧飼育が和牛生産経済上、個体の数、質ともに好結果をもたらすからであると考えられている。そして、この中国地方における和牛の放牧生産は、農業集落の部落共同体が共同で入会放牧をするものであつて、この共用入会放牧地の存在が非常に高い比重を占めているのである。しかも中国地方においては、その共用入会放牧地が多くは山林であつて、役肉用の和牛生産に適する混牧林となつていのである。

したがつて、将来、和牛生産の合理化のためには、旧来からある部落慣行による山林の共同放牧制度の合理化が検討されなければならないのである。

わが国における入会林野については、明治維新以来、強力な整理・圧迫政策がとられてきたにもかかわらず、今日、なお上述してきたように、多くの共用林野が種々の形で残存していることを思う時、これの存在する奥地山間や離島漁村の零細農にとつては、この種入会林野に依存する度合の大きいことが考えられ、入会放牧による和牛生産の必要性和重要性が思われるのである。

そこで、将来、畜産政策の展開のためには、入会放牧採草について、その入会放牧採草権の確保ならびに強化と合理化策が強力に推進されるべきものであると思つてゐる。

それについて、この入会放牧制度の合理化には、一方において、たとえば、放牧組織の改善による放牧頭数の可及的増大と過放牧の回避、適正放牧算定方法の考案、放牧牛の疾病や寄生虫に対する防除、その他飼養管理上の放牧技術改善、また適性優良牧草の導入、牧野耕起、施肥などの草生改良を積極的に、かつ科学的に行ない、草の生産性の向上を図るとともに、牧欄、飲水場、日陰など牧場諸施設の完備、また薪炭林経営と放牧経営との経営技術改善等、放牧地そのものの集約管理による利用高度化という、これら一連の放牧技術改善および放牧組

織改善とともに、他方において、部落入会制度のような慣習法の諸規制についての法社会的合理化、改善策がまず考えられなければならないのである。

後者については、すなわち、入会放牧（採草）権が、その本質上、ゲルマン法的「総有権」Gesamteigentumに符合するものであるところから、その管理権能の支配主体と、その使用収益権能の経済主体とが、質的に分属し、管理権能の主体は部落共同体そのものであり、使用収益権能の経済主体は共同体を構成する各個人にそれぞれ分属して存在するところの特異な総有権概念である。

したがって、使用収益の経済的権能は各個人がそれぞれ規律に従ってそれを自由に発揮するけれども、とかく管理処分の支配的権能については、その主体である部落共同体そのものの主体性の発揮が明確化されず、そこに、入会管理の不十分による入会地荒廃の原因が潜在していると思うのである。

そこで、入会放牧制度の改善には、管理権能の主体である部落共同体への法社会的主体性の確立、たとえば入会部落の法律上の人格化などの立法対策がとられ、これによつて、近代的な放牧改良技術の受入体制を確立しなければならないのである。そうすれば、入会部落民各自にそれぞれ分属している使用収益の規制とその経済的作用の向上とは期して待つべきものがあると思うのである。

（この入会権の主体に関する法的性格ならびにその法社会的主体性の確立策については別稿に譲る。）

このように、今日、入会放牧改良の焦点は、むしろ、この入会放牧採草権の管理権能の主体性の確立にこそ向けられなければならないと思うのである。一方において高度な放牧技術や放牧組織の改善策が考究され、他方においてそれを受け入れる主体が同時に確立されて行くところに、入会放牧改善の前途が開け、わが国畜産業の発展、やがてそれは国民食生活の改善、国民経済、文化の向上に貢献するものと信ずるのである。

VI 引用文献

- (1) 久保佐土美：中国地方産牛地の立地学的考察 農業と経済 Vol.3 No.4 : p.52以下, 1936
- (2) 坂本四郎・竹浪重雄・荒木彰三：中国地方における和牛の生産構造——島根県下の調査を中心にして——島根農科大学研究報告 No.3 : pp. 84, 85, 1955
- (3) 斉藤政夫：入会放牧採草の意義とその類型 農業と経済 Vol.22 No.9 : pp.23—28, 1956
- (4) 斉藤政夫：入会放牧採草の法的性格 農業と経済 Vol.23 No.2 : pp.44—49, 1957
- (5) 阿哲畜産農業協同組合連合会編：阿哲畜産史 : pp.157—158, 1955
- (6) 坂本四郎・外二氏：前掲書 : p.94, 1955
- (7) 皆川 保：「和牛の放牧」畜産の研究 Vol.6 No.4 : p.235, 1952
- (8) 上坂章次：改訂和牛飼育精説 : pp.211—212, 1953
- (9) 山根道資：和牛の放牧 上坂章次編 和牛全書 : pp.193—194, 1956
- (10) 三井計夫：牧野 : pp.8—9, 1947
- (11) 萩原兼弥：牧野経営法 : pp.18—19, 1952
- (12) 斉藤政夫：入会放牧採草の社会経済的機能 農業と経済 Vol.22 No.11 : pp.38—41, 1956
- (13) 農林省：臨時農業基本調査 農業集落の決定ならびに調査区設定要綱 : p.2, (昭和29.8) 1954
- (14) 農林省：臨時農業基本調査 農業集落の決定ならびに調査区設定手引 : p.11, (昭和29.8) 1954
- (15) 藤井俊治：農業集落調査の概要 (二) 農業と経済 Vol.21 No.5 : pp.53—57, 1955
- (16) 木崎隆夫：臨時農業基本調査結果 1 農業集落と農家 農林統計調査 Vol.6 No.5 : pp.3, 1956
- (17) 農林省：昭和30年臨時農業基本調査 農業集落調査の手引 : p.29, (昭和29.12) 1954
- (18) 藤井俊治：臨時農業基本調査における農業集落調査の概要 農業と経済 Vol.21 No.4 : p.53—55, 1955
- (19) 農林省農林経済局統計調査部：昭和30年臨時農業基本調査結果第4集 照査票調査結果概要 3
——農業集落概況票の結果—— : p.8, (昭和31.5) 1956
- (20) 農林省：臨時農業基本調査 照査票の整理のし方 : p.3, (昭和29.8) 1954
- (21) 農林省：——昭和30年——臨時農業基本調査の葉農業集落の階層表 A都道府県の部
- (22) 農林省農林経済局統計調査部：昭和30年臨時農業基本調査結果第4集 照査票調査結果概要 3

——農業集落概況票の結果——：

p. 4, (昭和31.5) 1956

(23) 藤井俊治・関英二：階層別集落数について 農
林統計調査 Vol.5 No.8 : pp. 13-16, 1955

(24) 井上楊一郎：草地経営の技術：pp.74-81, 1957

(25) 吉田重治：本邦内地における牧野の植物変遷に
関する研究：pp.19-63, 1955